



住宅取得等支援補助制度

～土地・住宅の購入をお考えの皆さんへ～

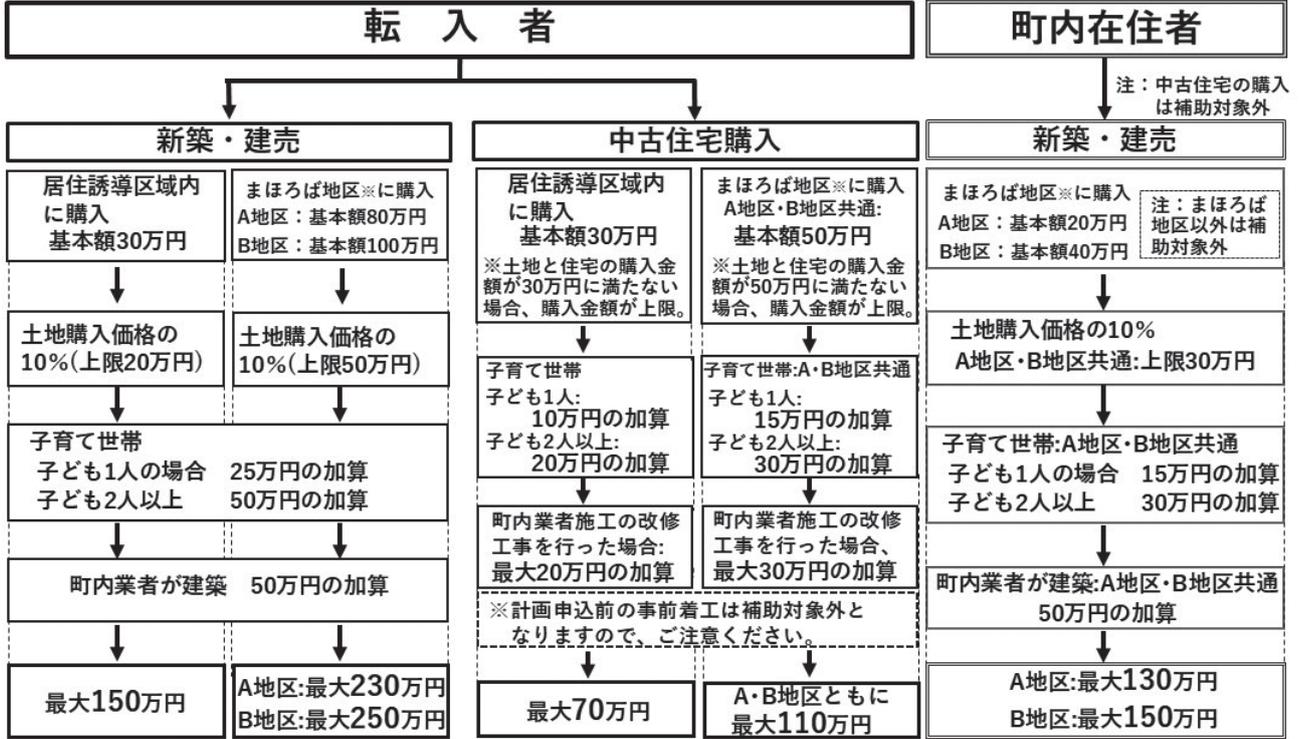


○制度概要

町が指定する区域内（居住誘導区域内）に、令和7年4月1日以降に、土地を売買により購入した方で、土地購入年度を含め3年度以内に住宅を完成させ居住する方、建売住宅または中古住宅を購入し、翌年度以内に居住する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

令和7年度から令和9年度の3か年計画で実施する制度で、今年度は2年度目となります。

○対象となる方



※まほろば地区：余市町黒川第一土地区画整理事業により整備された区域
A地区：黒川町17丁目・18丁目 B地区：黒川町19丁目・20丁目

○用語の説明

指定する区域：余市都市計画区域の居住誘導区域内

転入者：令和7年4月1日以降に余市町に転入し、転入日前1年間において町内に住所を有していなかった方
町内在住者：上記の「転入者」に該当しない方

子育て世帯：補助金交付申請日の時点で、補助対象となる方が18歳以下の子を扶養しており、かつ同居している世帯

町内業者：町内に本支店を有する業者および町内に住所を有する個人事業者

○補助金の申請

この制度は「①計画申請」と「②補助金交付申請」の2段階の手続きが必要です。

申請書類は町ホームページからダウンロードできます。

①計画申請：土地を購入、または建売住宅、中古住宅を購入し、土地の所有権移転登記後 ⇒「計画申請」

受付開始日：4月1日（水）から

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えてまちづくり計画課まで提出してください。

※中古住宅の改修工事を行う場合、計画申請前の着工は補助対象外となるのでご注意ください。

②補助金交付申請：住民票を移し、建物の所有権保存（移転）登記後 ⇒「補助金交付申請」

町から計画が適当と認められる旨の通知を受けた方が、補助金の交付を受けるための申請手続きです。

新築住宅の建築の完了（建売住宅、中古住宅の購入を含む）または中古住宅の改修工事が完了し、補助対象住宅の所在地に住所を移した後、速やかに申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えてまちづくり計画課まで提出してください。

○受付開始日：4月1日（水）